

令和 6 年度

在宅医療連携拠点事業における取組について

大阪市在宅医療連携拠点

連携の拠点が担う業務

《連携の拠点到求められる事項》

- ① 医療、介護、福祉関係者による会議の開催
- ② 医療、介護、福祉サービスの所在地や機能等を把握し、退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ③ 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ④ 人材育成
- ⑤ 地域住民への普及啓発

連携の拠点	具体的な業務
各区役所	・ 各区在宅医療・介護連携推進会議の開催 ※ ・ 医療・介護・福祉についての資源の把握 ※ ・ 医療・介護関係者等向け研修 ・ 地域住民への講演会・普及啓発
各区相談支援室	・ 相談窓口の設置・運営 ・ 在宅医療にかかる24時間体制構築や多職種による情報共有 ・ 積極的役割を担う医療機関との連携 ・ 同行訪問（任意）
健康局	・ 大阪市在宅医療推進会議の開催

※ 在宅医療・介護連携推進事業として実施

I . 区役所の取組

(1) 医療・介護関係者等向け研修会

開催済み・予定あり
9区

開催予定なし
15区

◎主なテーマ

- ・ 人生会議（ACP）について
- ・ 在宅医療における感染対策について

(2) 地域住民への講演会・普及啓発

開催予定あり
10区

開催予定なし
14区

◎主な内容

- ・ 講演会 : 9区
- ・ 周知ビラ : 1区

Ⅱ．相談支援室の取組

(1) 相談窓口の設置・運営

地域の医療・介護・福祉関係者等からの在宅医療に関する相談を受け付けるため、相談窓口を設置し、拠点コーディネーターを配置している。

◎週あたりの開設時間数

令和6年9月1日現在

20時間 15区	10～19時間 5区	1～9時間 4区
-------------	---------------	-------------

◎拠点コーディネーターの資格

- (ア) 保健師、看護師などの医療に関する国家資格を有する者で、地域において訪問看護及び保健福祉に関する相談等の実務経験を有する者
- (イ) 医療ソーシャルワーカー業務指針「厚生労働省保健局長通知（平成14年11月29日健康発第1129001号）」に基づく実務経験1年以上を有する者
- (ウ) 介護支援専門員資格をもつなど介護に関する知識を有し、保健福祉に関する相談などの実務経験1年以上を有する者
- (エ) 地域における保健医療の場で、保健・医療・福祉に関する関係機関・関係職種等との連携・調整の実務経験3年以上を有する者

(2) 在宅医療にかかる24時間体制構築

地域の医療・介護・福祉関係者の協力を得ながら、関係機関の連携による急変時の対応など、24時間在宅医療が提供される体制の構築をめざした具体的取組の促進をするための取組を行う。

めざすべき姿	取組内容
在宅療養患者の急変時に 対応できる体制の構築	・ 積極的医療機関の周知 ・ 医療機関の夜間診療時間や受入体制の情報収集・リスト化 ・ 関係機関の訪問と体制構築のための検討 ・ 区内の基幹病院、消防署との連携の強化
夜間・休日の対応体制に ついての構築	・ 医療・介護・障害福祉サービスの機能の把握 ・ 夜間・休日対応の課題について把握し、体制を検討
チーム医療・グループ診 療等による体制の構築	・ 区内の病病・病診連携体制の継続 ・ 近隣医療機関との連携強化、連携方法について課題を具体化する ・ 主治医制をもとに夜間・休日に連携により各医療機関を補助する 仕組みの構築
多職種による連携体制の 構築	・ 区内の在宅医療機関の取組実態を把握 ・ 24時間連携体制の安全な引継ぎや情報共有方法の検討
ICTによる在宅医療を担う 医師の当番制の確立	・ 安全かつ効率的な情報共有ツールの導入・整備 ・ 在宅医療を担う医師の確保

(3) 多職種による情報共有

患者・利用者の状態の変化に応じた、医療・介護・福祉関係者間の速やかな情報共有が行えるよう取組を行う。

取組項目	取組内容
現状把握	・ 既存情報ツール、ICTツールの利用状況の把握 ・ ICTツールの利用について区内の医療・訪看・ケアマネ・福祉へのアンケートの実施 ・ 区内事業所や医療機関などのニーズの多い情報を整理・把握
ツールの検討	・ 職種が異なっても活用できる共通様式の検討 ・ 情報共有シートの更新 ・ 救急時の連携方法・様式について消防と施設間で検討
ツールの導入、普及啓発、利用促進	・ ICT導入と運用 ・ ICTの活用方法についての研修会の実施 ・ 積極的医療機関を中心としたICTツールの活用
その他情報共有	・ 会議を定期開催し、「顔の見える」関係づくりを継続 ・ 関係者向け情報誌の発行 ・ 医療・介護・障がい福祉関係者が情報共有できる会議等の開催

(4)積極的役割を担う医療機関との連携

(ア) 積極的医療機関について

「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の機能の確保するため、各区に「積極的医療機関」に位置づけられた医療機関があります。

令和6年9月1日現在

区名	医療機関数	区名	医療機関数
北区	4	東淀川区	3
都島区	4	東成区	23※1
福島区	2	生野区	15※1
此花区	1	旭区	10
中央区	4	城東区	3
西区	6	鶴見区	5
港区	5	阿倍野区	1
大正区	6	住之江区	4
天王寺区	9	住吉区	1
浪速区	6	東住吉区	2※2
西淀川区	8※1	平野区	3
淀川区	4	西成区	3
合計		132	

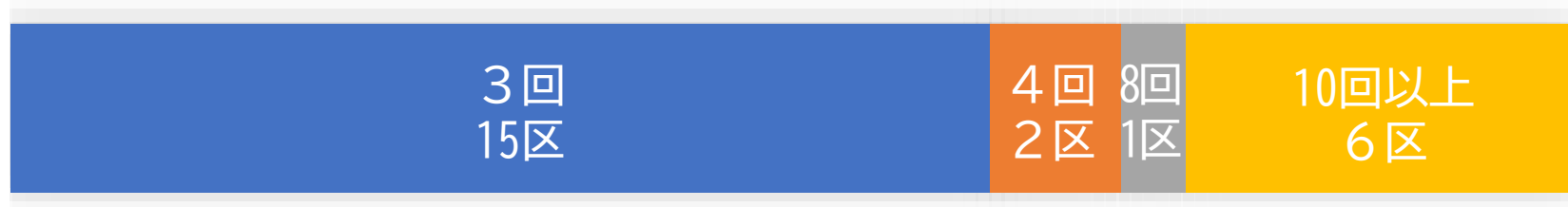
※1 積極的医療機関への位置づけについて拠点の内諾を受けている医療機関を含む

※2 南大阪小児リハビリテーション病院については、重症心身障がい児者医療コーディネート事業として登録

(イ) 積極的医療機関との連携会議の開催

積極的医療機関と定期的に会議を開催し、地域実情に応じた今後の在宅医療の体制構築について検討します。

◎会議開催予定回数



◎主な議題

- ・在宅医療を実施する医療機関の連携促進：12区
- ・積極的医療機関の現状把握や情報共有など連携：9区
- ・24時間体制構築など在宅医療体制の構築に向けた情報共有・課題検討：8区
- ・在宅医療を提供する医療機関の確保：7区
- ・後方支援医療機関との連携：1区

(5) 同行訪問研修の実施（任意）

将来の在宅医療を実施する医師確保に向け、区内の積極的医療機関等への同行訪問による人材育成研修を実施する。

開催予定あり
19区

開催予定なし
5区

◎研修先

- ・ 積極的医療機関のみ : 13区
- ・ 積極的医療機関と他医療機関 : 5区
- ・ 他医療機関のみ : 1区

◎対象者

- ・ 医師のみ : 16区
- ・ 医師と医学生 : 2区
- ・ 未定 : 1区

Ⅲ. 健康局の取組

(1) 在宅医療推進会議の開催

大阪市域の在宅医療提供体制における課題整理・対応策の検討を行うため、必要な関係者を委員として開催する。(年1回)

◎主な議題

- ・在宅医療連携拠点事業について
- ・在宅医療・介護連携推進事業について

部会：在宅医療・介護連携推進会議

高齢化の進展に伴い、在宅医療を必要とする高齢者が今後も増加することから、高齢者の医療と介護の連携にかかる課題整理・対応策の検討を行うため、引き続き開催する。(年1回)

(2) 在宅医療連携拠点コーディネーターへの支援

在宅医療連携拠点事業 コーディネーター説明会

- 【日 時】 第1回 令和6年5月16日（木）（Web開催）
第2回 令和6年5月17日（金）（会場とWeb併用開催）
- 【内 容】 事業の概要、拠点コーディネーター業務、報告様式について
- 【参加者】 第1回 19区 39人
第2回 16区 25人

在宅医療連携拠点コーディネーター意見交換会

- 【日 時】 第1回 令和6年7月22日（月） 福島区民センター
第2回 令和6年7月31日（水） 中央区民センター
- 【内 容】 多職種研修会の基調講演後に名刺交換と情報交換
活動状況、困りごとなど
- 【参加者】 第1回 6人
第2回 3人